

# 市 税 条 例 改 正 の 要 旨

## 附 則

### 第7条の3の2

地方税法附則第5条の4の2の改正により、個人市民税における住宅ローン減税措置の適用期限を平成33年12月31日まで2年6か月延長するもの。

富士見市税条例（昭和32年条例第15号）新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>〔個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除〕</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>〔個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除〕</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>平成41年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成31年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 （略）</p>